

令和7・8年度 埼玉西部消防組合 小規模事業者登録 申請の手引

1 埼玉西部消防組合小規模事業者登録制度とは

この登録制度は、埼玉西部消防組合が発注する施設の修繕等の契約のうち内容が軽易で少額（200万円以下）のものについて、受注を希望する者を申請により登録して業者選定の対象とすることにより、競争入札に参加できない小規模事業者の受注機会を拡大し、地域経済の活性化を図ろうとするものです。

2 対象者

埼玉西部消防組合の組合市（所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市）の市域に主たる事業所を有する個人又は法人で、建設業を営んでおり、別紙に記載の業種の受注を希望される者を対象とします。

3 申請できない者

対象者に該当する者であっても、次のいずれかに該当する者は、申請できません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 建設工事の請負の契約について、埼玉西部消防組合建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者
- (3) 希望する業種の施工に必要な許可、免許等を有しない者
- (4) 市税を滞納している者

4 申請方法

登録を希望する場合は、次の書類を郵送（消印有効）で提出してください。

- (1) 「埼玉西部消防組合小規模事業者登録申請書」（別紙）
 - (2) 市税の未納がない証明（完納証明など）
 - (3) 身分等が判る書類
 - ア 法人の場合
「商業登記簿謄本」（登記事項証明書、履歴事項全部証明書）
 - イ 個人の場合
「代表者の身分証明書」（後見の登記、破産宣告等の通知を受けていないことの証明）※本籍地の市役所等で交付しています。
- ※ (2)、(3)は、申請日前3か月以内に発行されたものを添付してください。（写し可）

（宛先） 〒359-1118 所沢市けやき台1-13-11
埼玉西部消防組合 契約会計課 契約・検査グループ
登録申請書類在中 ←←ここは赤で記載してください。

5 受付期間

令和6年10月11日（金）～令和7年1月31日（金）（消印有効）

6 有効期間

小規模事業者登録の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までです。ただし、審査の結果適格と認められなかった場合、申請内容に虚偽があった場合、独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為があった場合及び業務に関して不正又は不誠実な行為があった場合などは、この限りではありません。

7 追加申請

令和7年4月1日以降に随時受付します。

8 登録すると

この登録申請をした者は、「埼玉西部消防組合小規模事業者登録名簿」に登録され、埼玉西部消防組合が発注する施設の小規模な修繕等の契約において、業者選定の対象となります。ただし、指名や契約をお約束するものではありません。

また、登録名簿を埼玉西部消防組合契約会計課窓口及び埼玉西部消防組合ホームページで公表しますので、あらかじめご了承ください。

9 契約の方法

今回の制度で登録された者と入札参加資格者名簿に登録されている者の中から業者選定を行い、原則として競争の方法により、契約の相手方を決定します。

10 契約後

契約を締結することになった場合は、発注担当課と契約書により契約します。この場合の契約保証金は原則として免除します。

契約の履行は、埼玉西部消防組合契約規則その他の関係法令に基づき、信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、請負った契約は、自らが履行することを原則とし、一括下請負（丸投げ）はできませんので、希望業種は自ら履行できる業種を記載してください。

11 その他

申請内容に変更が生じた場合は、変更届を速やかに提出してください。

問い合わせ先

埼玉西部消防組合 契約会計課 契約・検査グループ

TEL 04-2929-9136（直通）

FAX 04-2929-9127

小規模事業者 業種一覧表

工事番号	業種名	工事の例
1	土木一式工事	土木工事(道路、河川、治水等)
2	大工工事	大工、型枠、造作等
3	左官工事	左官、モルタル、吹付け等
4	鉄骨等組立架設工事	とび、足場等仮設、鉄骨組立、鋼構造物設置等
5	解体工事	工作物解体、建築物解体等
6	土工事	盛土、掘削、根切り、土留め、コンクリート工事等
7	外構工事	外構、ネットフェンス、舗装工事等
8	屋根工事	瓦・スレート・金属薄板屋根ふき、屋根断熱等
9	電気設備工事	電気設備、照明設備等
10	電気通信工事	有線・無線電気通信、データ通信、放送機械設備等
11	管工事	給排水・給湯設備、水洗便所設備、冷暖房設備、空調設備、ガス管配管等
12	浄化槽工事	浄化槽
13	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック・れんが積み、タイル張り等
14	門扉工事	門扉取付け
15	板金工事	板金加工取付け、建築板金、ステンレス板張付け等
16	ガラス工事	ガラス加工取付け
17	塗装工事	塗装、溶射等
18	内装仕上工事	インテリア、天井仕上げ、壁張り、内装間仕切り等
19	床仕上工事	ビニール床タイル、カーペット等の床仕上げ
20	たたみ工事	たたみ
21	ふすま工事	ふすま
22	造園工事	植栽、地ごしらえ、屋上緑化等
23	サッシ工事	サッシ取付け
24	カーテンウォール工事	金属製カーテンウォール取付け
25	シャッター工事	シャッター取付け
26	自動ドア工事	自動ドア取付け
27	その他建具工事	金属製建具・木製建具、カギ取付け等
28	防水工事	アスファルト・モルタル防水、シーリング等
29	消防施設工事	消火設備、火災報知設備、排煙設備等
30	危険物施設等工事	地下タンク貯蔵所、屋外タンク等
99	その他工事	上記以外の工事 (申請書の備考欄に具体的な内容を記入してください。)